

寒川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第6号

寒川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

寒川町子ども・子育て会議条例（平成25年寒川町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。